

岩手県保育所等感染症対策継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 保育所等において、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育の継続的な提供を可能とするため、必要となる感染拡大防止対策等に要する経費に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日厚生労働省発子第0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国実施要綱」という。）3(1)エ(イ)に規定する保育所等（児童厚生施設を除く。）をいう。
- (2) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づく届出を行っている認可外保育施設をいう。

(補助の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 保育所等（盛岡市以外の市町村にあつては、認可外保育施設を除く。）において国実施要綱3(2)ウの事業（次号において「補助事業」という。）を行う場合に要する経費（報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金並びに補助及び交付金に限る。以下「報酬等」という。）に対して市町村が補助する場合に要する経費
 - (2) 市町村（保育所等の設置者である市町村に限る。）又は認可外保育施設の設置者が、当該市町村が設置する保育所等又は当該認可外保育施設において補助事業を行う場合に要する経費（報酬等に限る。）
- 2 認可外保育施設において前項に規定する補助事業又は間接補助事業を行う場合に要する経費には、児童福祉法第59条の2の規定に基づく届出を行う前に生じた経費を含めないものとする。
 - 3 第1項に規定する経費に対する補助基準額は、1施設当たり500千円とする。
 - 4 第1項に規定する経費に対する補助額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に定めるところによる。ただし、1施設当たりの補助額に、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 第1項第1号に規定する場合に要する経費に対し補助する場合 前項に規定する補助基準額と、第1項に規定する対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、総事業費から寄附金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額と、市町村が補助した額とを比較して少ない方の額

(2) 第1項第2号に規定する場合に要する経費に対し補助する場合 前項に規定する補助基準額と、第1項に規定する対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、総事業費から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する知事が指定するものは、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（間接補助事業者が市町村以外の者である場合にあっては30万円）以上の財産とする。

(補助金の額の確定等)

第7 知事は、規則第13条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第 8 補助金の交付は、第 7 に規定する補助金の額の確定後、行うものとする。ただし、必要がある場合は、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、保育所等感染症対策継続支援事業費補助金概算払請求書(様式第 13 号)を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第 9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第 10 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金又は間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、第 6 第 2 項に規定する財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第 6 第 1 項に規定する期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 11 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25

年法律第 226 号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第 14 号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に関する間接補助事業者に係る消費税等仕入控除税額が明らかではないため、間接補助事業者に係る消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第 14 号)により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(間接補助金を交付する場合に付する条件等)

第 12 市町村が間接補助金を交付する場合には、国交付要綱 11(12)②に掲げる条件を付さなければならない。

2 市町村は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合には、予め知事の承認又は指示を受けなければならない。

(提出書類及び提出期限)

第 13 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第 14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、令和 2 年度分の事業から適用する。

別表（第13関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	(市町村が交付の申請をする場合) 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金申請書	第1号	1部	別に定める
	1 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金所要額調書	第2号	1部	
	2 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金内訳書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類 (認可外保育施設が交付の申請をする場合)		1部	
	保育所等感染症対策継続支援事業費補助金申請書	第4号	1部	
	1 保育所等感染症対策継続支援事業事業計画書	第5号	1部	
	2 振込口座の銀行名、支店名、普通及び当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し		1部	
	3 その他知事が必要と認める書類		1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	(市町村が変更等の承認を申請する場合) 保育所等感染症対策継続支援事業変更(中止、廃止)承認申請書	第6号	1部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から14日以内
	1 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金所要額調書	第2号	1部	
	2 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金内訳書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類 (認可外保育施設が変更等の承認を申請する場合)		1部	
	保育所等感染症対策継続支援事業変更(中止、廃止)承認申請書	第7号	1部	
	1 保育所等感染症対策継続支援事業事業計画書	第5号	1部	
	2 その他知事が必要と認める書類		1部	

規則第13条第1項の規定による書類	(市町村が補助金の交付について請求する場合)			当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	保育所等感染症対策継続支援事業費補助金請求書	第8号	1部	
	1 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金実績報告書	第9号	1部	
	2 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金精算書	第10号	1部	
	3 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金内訳書	第11号	1部	
	4 その他知事が必要と認める書類 (認可外保育施設が補助金の交付について請求する場合)		1部	
	保育所等感染症対策継続支援事業費補助金請求書	第8号	1部	
	1 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金実績報告書	第12号	1部	
	2 保育所等感染症対策継続支援事業費補助金精算書	第10号	1部	
	3 対象経費の支払証拠書類(領収書の写し等)		1部	
	4 購入備品の写真		1部	
	5 その他知事が必要と認める書類		1部	